

令和6年度 事業計画書（案）

社会福祉法人 熊本市社会福祉協会

## 目 次

令和6年事業計画（案） 基本方針	P 1
①令和6年度本部事業計画書（案）	P 2 ～ 4
②令和6年度生活困窮者レスキュー事業計画書（案）	P 5
③令和6年度熊本乳児院事業計画書（案）	P 6 ～ 11
④令和6年度産前産後母子支援事業事業計画書（案）	P 12 ～ 13
⑤令和6年度病児・病後児保育事業事業計画書（案）	P 14
⑥令和6年度児童家庭支援センターアグリ事業計画書（案）	P 15 ～ 16
⑦令和6年度双葉保育園事業計画書（案）	P 17 ～ 21
⑧令和6年度のぞみ保育園事業計画書（案）	P 22 ～ 26
⑨令和6年度報徳保育園事業計画書（案）	P 27 ～ 31
⑩令和6年度熊本授産場事業計画書（案）	P 32 ～ 35
⑪令和6年度ワークショップ熊本事業計画書（案）	P 36 ～ 38
事務局及び各施設の主要事業計画4月～9月（案）	P 39
事務局及び各施設の主要事業計画10月～3月（案）	P 40

## 令和6年度事業計画（案）

### 基本方針

昨年度は年明け早々能登半島地震が起き、現在も復旧途上であり、被災者の方々への哀悼の意を捧げるものである。そして新年度を迎えようという時に3年間心血を注いだフォスタリング事業が公募での落選というまさに悪夢の出来事がおこり、今後の人員配置、予算等に大きな見直しが必要となった。

令和6年度は引き続き熊本乳児院の虐待問題からの信頼回復と上記課題の達成と残る児童家庭支援センター等事業の死守を保育園3園と熊本授産場とワークショップ熊本のより一層の連携の下にリストを合言葉に乗り切っていきたい。

## 1-1 本部（法人全体に関わる事項）

### 1 運営基本方針

法人においては次のことに取り組む。(1) 法人組織を活かした地域における公益的な取り組み、(2) 事業運営の透明性の向上、(3) 経営組織のガバナンスの強化、(4) 財務規律の強化である。

具体的には次のことに取り組む。①職員のワーク・ライフ・バランス実現による職場定着と意識の高揚、②働き方改革が進む中、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保。①では1人1年あたりの5日間年次有給休暇の取得義務付け、残業時間の上限規制、労働時間状況の客観的把握、フレックスタイム制によるより働きやすい環境づくり等。②は正職員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規職員（有期雇用職員、パートタイム職員、派遣職員）の間の不合理な待遇さをなくすことに努める。事業運営の透明性の向上の観点から、顧問契約をしている社会保険労務士の意見を踏まえながら昨年度に引き続き検証を含めさらに見直しを行いたい。

「働きやすい職場環境」は、職員のモチベーション向上と職員が「自ら考え創造・行動する力」に繋がり、業務の効率化と新規事業の掘り起こし等法人事業所にとって大事なステップとなる。

ハラスメントは「働きやすい職場環境」としての事業運営に支障を来すことから定期的なアンケート実施およびハラスメント防止のための周知を積極的に図る。

#### 【主な取り組み事項】

① 法人正規職員・非常勤職員の業務内容の整理と施設毎の組織体制の見直し、施設毎の就業規則、給与規程、人事考課等規則や規定・規程に関する変更。

※人権に関わる虐待防止についても法人及び各施設単位で管理規程の見直し等を図る。

※職員および新規採用職員に対する就業規則の遵守の研修を行う。

② 法人人事異動の定期実施と人事交流

③ 福祉及び業務に関わる資格取得の励行支援。(社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネージャー、社会福祉主事等)

④ 法人・各施設が虐待研修及び権利擁護について深く学び日常の業務に活かす  
当該研修については法人経営の施設種別の枠を超えたものについても取り組む

⑤ ヒヤリハットを含むリスクマネジメント、福祉経営等理解の法人内研修

⑥ 主任者、上級職員（就労7年以上）、中級職員（3年以上7年未満）、初級職員（1年以上3年未満）、初任者（1年未満）等経験値に応じた職員研修

⑦ 施設単位の所属職員の体系的研修

⑧ 施設長研修の実施（年2回）

## 2 対地域への取り組み

地域社会が抱える潜在的なニーズを把握することは、地域・在宅福祉に貢献する上で法人経営の大きな柱となる。また、第三者評価受審、実習生やボランティアの受け入れ等を通しその意見を聴くことで、法人職員として、自らの「福祉サービス」が、どの様に評価されているか正しく認識しその改善に取り組む。

令和2年から令和5年にかけて熊本乳児院・双葉保育園の合築立替工事、コロナ感染症予防対策等から、法人主催恒例の「ワイワイ祭」が実施できなかった。令和6年度は実施する方向で検討したい。

### 【地域との主な取り組み】

- ① 「ワイワイ祭」の開催（開催予定日は令和6年7月20日（土）全施設参加）
- ② 令和6年7月27日（土）本荘校区夏祭り（予定） 【法人本部及び関連3施設】
- ③ 各施設、各保育所実施の地域交流事業の更なる拡充
- ④ 本荘校区、春竹校区、向山校区の民生委員会や地域運営会議への参加 【本部】
- ⑤ 地域防災訓練などへの参加によりいつ発生するとも知れない災害に対応できるよう日頃からの地域との連携を図る。
- ⑥ 地域の福祉避難所について行政と意見交換

## 3 ITの活用による情報公開、ボランティア受け入れ等を通じた広報活動

法人及び各施設において、それぞれが発行する機関紙やホームページの活用により各施設が行う公益的な取り組みを積極的に情報公開する。また、求人についても法人・施設のホームページを見てからの問い合わせもあり情報発信の強化は有効に機能している。

施設実習、施設見学やボランティア等地域の方々の幅広い受入れと受け入れ体制の充実を図ることは、法人・施設への理解の進展と協力者を得ることに繋がる。

## 4 全施設の第三者評価の受審を図る

熊本乳児院	自己評価	（受審令和4年度）
熊本授産場	自己評価	（〃平成27年度）
ワークショップ熊本	自己評価	（〃平成27年度）
双葉保育園	自己評価	（〃平成30年度）
のぞみ保育園	自己評価	（〃平成26年度）
報徳保育園	自己評価	（〃令和4年度）

※本年度は各施設自己評価の実施

## 5 苦情解決委員会とリスクマネジメント体制

苦情解決委員会によるヒヤリハット報告を含め法人としてあらゆる危機管理に対するマネジメント体制を強化する。

## 6 BCP：法人全体で事業継続計画の義務化による策定促進

介護事業所等では令和6年度から施設係・在宅系を問わずBCPの策定が義務化されます。当法人に介護系事業所はありませんが、熊本地震・人吉球磨地域大水害を経験した事実から法人としても令和5年度法人全体としてBCP【事業継続計画】の策定。令和6年度はそれをもとに勉強会、研修会を行い、周知徹底を図る。

7 「生計困難者レスキュー事業」（別紙P5）の窓口を法人事務局とする。

8 【全施設の年間主要事業計画（案）は別紙P39～P40】

## 1-2 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画（案）

### 1 運営基本方針（目的）

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方々に対する相談支援活動を実施し、関係機関との十分な連携の中で支援を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐことを目的としている。具体的には経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害され、生活保護等の既存制度では即応できない方にその費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

### 2 コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに総合生活相談活動

生計困難者レスキュー事業を実施するために、本会はコミュニティソーシャルワーカー（以下：CSWと記す）の配置に努め、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し課題の解決を図る。配置が困難な場合は、熊本乳児院SW及びアグリSWと連携を図り必要な支援が滞らないように支援を実施する。

### 3 経済的援助とその有益性

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したCSWは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、CSWからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

熊本乳児院「産前・産後母子支援事業」及び令和3年4月から事業実施の「児童家庭支援センター事業」と本事業はリンクしており、並行して実施することは法人としての地域貢献に繋がる。

### 4 関連研修会への参加

CSWおよび関係職員は、本事業実施のための相談援助技術の向上を目的に、熊本県社会福祉協議会主催の研修会のほか各種研修会への参加に努める。

- ①コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ②事業実施法人連絡会議
- ③相談援助技術研修会(事例検討会)

### 5 本事業における心理・ソーシャルワーカーの充実

令和3年度から熊本乳児院において心理・相談業務従事者が充実した。家庭支援専門相談員3名、里親支援専門相談員2名、心理職2名、妊娠SOS熊本相談員6名、児童家庭支援センター6名（心理職1名含）が配置され心理・ソーシャルワークに関わる職員が配置されており本部と施設間の連携を強化し本レスキュー事業に取り組む。

## 2-1 熊本乳児院

### 1 運営基本方針

子どもの生命と人権を守り、その健やかな成長とともに保護者が養育環境を整えられるよう支援することを責務として子どもと家庭の再統合を図り、施設においてはより家庭的な環境で生活できるよう取り組むことが乳児院に求められる。これは、平成28年児童福祉法改正による「子どもが権利の主体」であることの明確化や「家庭養育優先の理念」を具現化する為のものである。

その具現化のために向け令和元年度において熊本県社会的養育推進計画（熊本県・熊本市合同版）が検討協議され令和2年3月に策定され発出された。

推進計画では、特に「家庭養育優先の原則」から里親委託推進のために乳児院で多く預かる3歳未満児について次のように示されている。平成30年（2018年）度時点から数えて概ね5年以内の令和5年度末には75%里親委託率の目標値が掲げられているが、地域の実情に合わせるという形で熊本市（県）において検討協議された結果その委託率は段階的に45.4%、55.9%、令和9年（2027年）度末までに69.8%という段階的な数値目標が設けられ3年ごとに検証が行われる。（令和4年度検証が実施されている。）

これらを踏まえ熊本乳児院は「施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画」に取り組む。また、被措置児童に対する虐待は絶対に許さないため、令和6年度も継続して職員一人ひとりが人権擁護について理解を深めることを重点事項として取り組む。

全国乳児福祉協議会は令和3年2月12日「乳児院における養育の質の向上と支援の充実」を実現するための「8つ」の行動方針を示しており当院においてもそれを実行する。

- (1) 多様な機関・組織と重層的に連携・協働を深める
- (2) 多様な実践を増進する  
妊娠SOS熊本、児童家庭支援センター事業  
病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業
- (3) 人材の確保・育成・定着を図る⇒(4)、(5)に大きく関わる
- (4) 養育・支援の質の向上を図る
- (5) 組織の基盤を強化する
- (6) 国・都道府県・市町村とのパートナーシップを強める  
法人事業の生計困難者レスキュー事業への参加、一般市民の方々への施設開放、実習生ボランティアの受け入れ、地域民生委員等への研修会場の提供。
- (7) 地域共生社会への理解を広げ、参加を促進する
- (8) 災害に備える  
平成28年の熊本地震、令和2年度7月の豪雨災害、コロナ禍の経験を踏まえ、法人全体としてBCP（事業継続計画）策定、熊本乳児院内への周知を図り、法人間の連携を図る。



## 2 短期・中期・長期計画

今後、乳児院では以下の（１）短期・（２）中期・（３）長期の事業計画に基づき『乳幼児総合支援センター』の実現を目指し実践を進める。

### （１）短期計画（令和６年度～令和７年度）

#### ◎小規模単位における「可能な限り良好（居心地の良い）な家庭的環境」

「可能な限り良好な家庭的環境」とみなされる要件は以下の６点とされている。

- ①生活単位は、原則として家庭に近い規模で子どもの人数は最多で６人まで、個々のニーズに応じて養育できる専門性をもった養育者が、２４時間を通じて複数で対応。
- ②家庭における養育環境と同様の養育環境。
- ③集団規則によらない個々のニーズに合った丁寧なケア。
- ④養育者が複数となってもケアの在り方が一貫。
- ⑤子どもの権利が保障されている。
- ⑥乳児院におけるケアによって家庭または家庭同様の養育環境での養育へのバトンが可能になれば、その養育環境（里親）に移行する。

#### ◎施設定員の変更

委託可能な里親登録数と養護を必要とする乳幼児児童数とのバランスを注視し児童相談所と協議の下、計画的な検討を進めるが、本年度も定員３０名のままとする。

#### ◎第三者評価の受審

一昨年度（令和４年度）のを受けてその評価を日常の業務にフィードバックする。

### （２）中期計画（令和８年度～令和１０年度）定員減の実施

定員減については「施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画」が熊本市及び厚生労働省に提出してあり小規模化に向けた取り組みが要請されている。しかしながら、内密出産を控える熊本市（熊本県）において上述短期計画期間中において定員減をすることは里親登録数の絶対値が上がらない限り容易ではないと考えており下記記載の乳児院本体の機能強化に取り組みながら定員減（小規模化）を図りたい。

- ①子育て短期支援事業
- ②レスパイト事業
- ③病中・病後児保育事業
- ④一時保護専用施設の開設

### （３）長期計画（令和１１年度～）

#### ①ケアニーズが高い子どもの受け入れ

今後、里親への委託が進む中、施設ではよりケアニーズの高い乳幼児の入所受け入れが求められるようになる。特に医療的ケアは重要となることが予想される、看護師は勿論、助産師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語療法士など様々な医療的職種に係る人材確保も検討課題となる。

※令和２年３月６日付厚生労働省より『医療的ケア児等のための「４人の生活単位」の設置運営について』が発出されたが、条件をクリアするのに厳しい点もあり、今後はさらに全国乳児福祉協議会と一体となってソーシャルアクションが起こすことが必要となる。

## ②全体定員の削減及びユニットにおける養育単位の縮小

社会的養育（養護）に係る需要数とそれに対応する供給数【里親】の社会的充足に応じ行政と協議検討し、定員および1ユニットにおける養育人数の削減を図る。最終的には本体施設4ユニット各4人の合計16名での本体施設運営もあり得る。その際の直接処遇職員（養育者）配置人数1ユニット8名以上になることが望ましいと考えている。（養育配置人員割合として職員2：乳幼児1）

## ③措置児童数の推移とのバランスを考慮しながら本体施設とは別の養育環境として分園型の地域小規模グループケアについての実施も検討が必要⇒乳児院第2院舎の活用。

※長期計画については、熊本市（県）における社会的養育の推進状況の進み方次第で前倒しでの実施もあり得る。

### 3 地域連携

同一敷地内における4施設（児童福祉：熊本乳児院、双葉保育園、障がい者福祉：熊本授産場、ワークショップ熊本）連携による地域共生・共創社会の具現化を図る。

短期および中期計画の実現を踏まえ、児童福祉、障がい者福祉に加え地域高齢者も加えた横割り共生、相互乗り入れによるウェルビーイングな生きがいに満ちた地域共生福祉社会に貢献する。その実現のため以下イ、ロ、ハに示すような具体的で継続的な地域連携を積極的に図る。

- イ 地域民生児童委員会等への定期的な出席と会場の提供
- ロ 施設主催の種々行事への案内と地域主催の夏祭り等行事への参加
- ハ 地域包括支援センター（ささえりあ）との連携

### 4 職員資質および養育環境の向上

#### ◎全国乳児福祉協議会等発行資料の活用

- ・「乳児院倫理綱領」「より適切な関わりをするためのチェックポイント」「改訂新版乳児院養育指針」の実践的活用。
- ・令和5年度「改訂新版乳児院養育指針」の改定による乳児院独自マニュアルの随時刷新。

#### ◎家族再統合・里親委託・日常のケア支援について

養育担当者と心理ソーシャルワーカー部門【心理士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員】との3ヶ月に1回以上の定期的な支援会議の実施丁寧なアセスメントを踏まえ個別ニーズに合わせた一人一人への支援計画。被虐待児の親への支援と関係機関との連携、子ども自身の自己肯定感・アイデンティティ獲得のための「ライフストーリーワーク」への取り組み等、子どもたちの最善の利益のために何が必要か職員自ら創造的に行動する。また、全職員の養育理念（ケアの在り方）の統一と、専門性獲得のための人材育成の課題にも取り組み「乳児院の研修体系」を意識した研修会への参加と研修内容の共有を強化する。

#### ◎令和元年度第三者評価受審の際に明文化した「熊本乳児院職員の目指すべき職員像」の浸透を図り資質向上を図る。

【熊本乳児院職員の目指すべき職員像】社会福祉の精神に基づき熊本乳児院職員として次のことに心掛ける人

- ・お互いに協力し合い児童福祉を通じて地域社会の福祉向上に努める人
- ・規則（法令等含）を順守し健康で明るく正しい職場を持ち続ける人
- ・職責を重んじ自主的に自分の仕事の能率向上に努める人
- ・子どもたちの安心・安全・居心地の良い環境作りに取り組む人
- ・常に熊本乳児院職員の誇りを持って職務を遂行する人

#### ◎職員配置について

現在、職員配置が「1. 3 : 1（＝この場合直接処遇職員は23名）」の場合、措置費が加算されることとなり、「1. 6 : 1（＝19名）」に比較すると4名の職員を増員することができ以前より丁寧なケアが可能になってきている。施設の小規模化と養育の家庭的環境を可能とするための準備段階として、常に1. 3 : 1以上の職員確保を目指す。

#### ◎資格取得等について

社会福祉主事・社会福祉士・公認心理士等資格取得のための組織的支援と医療的なケアを必要とする乳幼児のため看護師の養護協議会看護師連絡部会の活用と医療的専門研修を継続する。

#### ◎施設最低基準改正に伴う以下の事項の徹底

①虐待等の禁止 ②秘密保持義務 ③苦情解決（一部改正）における第三者委員の設置

#### ◎虐待問題等の研修会参加と要保護児童対策地域協議会等の関係機関・組織との更なる連携を図る。

#### ◎児童の権利擁護委員会の設置（被措置児童虐待防止委員会を兼ねる）

- ・児童の権利擁護徹底のための職員研修を開催
  - ・児童に対する不適切な関りが疑わしい場合の職員相互のフィードバックシステム等の構築
- ◎「基幹的職員」「個別対応職員」「家庭支援専門相談員」「里親支援専門相談員」「心理療法担当職員」「看護師」「保育士」等職種間の協力的で強固な連携と協働によるケース検討とその支援

#### ◎安全計画について

- ・令和5年度乳児院安全計画を策定、今年度は実行し評価、改善を図る。

## 5 健康・衛生・安全

集団養育の側面から、コロナ感染症、インフルエンザ、0-157、レジオネラ症等への感染や食中毒、感染性胃腸炎、RSウイルス等への入所児童の感染症予防対策を実施することは勿論、働く職員の健康維持管理に努める。各種ワクチン接種や予防医学的見地での定期健康診断や腰痛予防、心理的サポートを実施する。これらにより子ども達にとって施設が「安全」で「安心」できる環境であり続け、「より望ましい家庭的環境」であるよう衛生面で常に配慮する。

また、子どもたちの嘔み付き、転倒、ベッドからの転落等に対する安全配慮と共に、職員各々の子どもたちへの目配り、気配りを徹底しながら、救急法、救急医療器具の使用にも熟知し、SIDS（突然死症候群）予防対策などリスクマネジメントを実施し、事故等の発生防止に努める。

## 6 各種委員会と熊本県養護協議会部会

全職員が所属する保育、広報、医療等の5つの委員会、法人および法人他施設との連携により、法人の理念達成のためにお互いの意思伝達システムを確立すると共に、各委員会において「子どもたちの最善の利益のために」という理念の下に、長い伝統から積み上げられたノウハウを活かし、如何にすれば子どもたちのニーズを充足できるか、利用者サイドの視点に立って検討し、その成果を日々のサービスに折り込むと共に、各職員が専門職としての資質向上を目指しながら各委員会の発展強化を図る。全範囲において随時マニュアルの見直しを実施する。

- ・ 広報委員会：「熊乳ース」年2回発行の継続実施、SNSの発信
- ・ 保育委員会：「アタッチメント」「ライフストーリーワーク」への継続取り組み
- ・ 医療委員会：療育体制の整備（医療的ケアと教育）。平成30年4月より可能となる障害者総合福祉推進事業の一環である保育所等訪問支援事業を活用し発達支援が必要な幼児への発達支援を実施する。
- ・ 給食委員会：乳児院に入所している子へ家庭に近い食への取り組みを実施。
- ・ 感染症対策委員会：感染拡大予防、医療器具管理
- ・ 衣類委員会：日常衣類の管理のほか個別化への取り組み
- ・ 防犯防災委員会：さまざまな災害を想定した、避難訓練等を実施
- ・ 研修委員会：職員の研修状況の把握および内部研修企画、計画的な研修参加への促し  
※Zoom・YouTubeを活用した研修（全ての職員が院内研修に参加できる取り組み）
- ・ 熊本県養護協議会：熊本県養護協議会の研修委員会への職員派遣。  
下部組織にあたる各部会（ケアワーカー部会、相談援助部会、心理部会、事務担当者会、給食担当者会）への参加。
- ・ 権利擁護委員会 「児童に対する適切な関り」と「被措置児童等虐待の防止」

## 7 『乳・幼・児総合支援センター』現在の取組み状況と今後取り組み検討の事業

### ◎本体における養育以外の事業

- ① 子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）⇒実施済
- ② 病児・病後児保育事業⇒実施済
- ③ 妊産婦等生活援助事業⇒実施済
- ④ 児童家庭支援センター事業⇒実施済
- ⑤ 親子訓練事業（親子再構築）⇒今後の取り組み
- ⑥ 養育訪問事業（未受託）⇒今後の取り組み
- ⑦ 子育て短期支援事業（親子トワイライトステイ、ショートステイ）⇒今後の取り組み

### ◎地域啓発及び施設機能の地域還元として

- ① 中高校生の福祉教育、ボランティアの芽を育くむ「心の教育」のための施設見学の推進
- ② 民生児童委員、母子保健推進員、教育庁等各種関係機関の来院促進
- ③ 福祉、医療関係者や企業、異分野の交流も企図した職員、地域の方々を対象とした講演会開催
- ④ 年間行事（運動会、クリスマス会等）への保護者、地域の方々への参加呼びかけ

- ⑤ 保健所事業と連携しての「赤ちゃん教室」の内容充実並びにフリースペースの子育てサークル等への解放。妊娠 SOS 熊本との連携
- ⑥ 各種専門学校や保育短大等からの実習生の受入れと内容充実
- ⑦ ライオンズクラブ、ロータリークラブ等各種社会奉仕団体との交流
- ⑧ 全国乳児福祉協議会が取り組む「子どもの貧困対策」等への協力  
児童家庭支援センターアグリと連携

## 8 院外活動

コロナ感染症等感染予防対策の上で、当院公用車・公共交通機関等の活用による一泊旅行体験、いちご狩り、みかん狩り、バス体験等季節に応じた院外活動の充実を図り、子どもたちの個別担当者との愛着形成、情操面、社会性の獲得と向上に努める。

## 9 防災と避難訓練の実施等

非常災害時の対応に備え、職員の防災教育（ガイドライン等の活用）による防災意識の啓発と避難訓練、緊急連絡、消火訓練、夜間想定での避難訓練の強化と併せて、平成 28 年発生した熊本地震を教訓とし、法人間で BCP（事業継続計画）連携を図る。災害発生時の各関係機関と連携および「地域」との連携強化を図る。また、夜間の不審者等の防犯体制についてもその充実を図る。

## 2-2 熊本乳児院 サービス区分【妊娠SOS熊本：妊産婦等生活援助事業】

### 1 運営基本方針（目的）

平成29年10月から全国の乳児院の先駆けとして本事業はスタートした産前産後母子支援事業は、本年度（令和6年4月1日）より「妊産婦等生活援助事業」（熊本市においては【妊娠SOS熊本】の名称を使用）として実施される。

家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育などに係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等その他必要な支援を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるように支援を行う。

### 2 業務内容

#### (1) 【支援計画の策定】

- 支援対象者の意向を十分に踏まえ、対象者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行う。
- 支援上の課題、改題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定め、事前に内容を十分に説明し、本人が主体的に取り組めるよう配慮する。

#### (2) 【相談支援】

- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応する。
- 単に情報提供を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など対象者のニーズに応じた適切な支援を行う。

#### (3) 【生活支援】

- 入居または通いにより、居場所や食事を提供し、家事・育児等の日常生活上の援助を行う。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定める。
- 事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合、民間賃貸住宅等を活用することや、母子生活支援施設等との協力により生活する場を提供する。
- 対象者が自立した生活を営むことができるよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行う。

#### (4) 【休日・夜間相談対応】

- 開所日及び開所時間以外に適切に相談支援を行う体制整備。24時間・365日

#### (5) 【心理療法連携支援】

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理士・臨床心理士と連携。

乳児院配置心理士2名、児童家庭支援センター配置心理士1名

#### (6) 【法律相談連携支援】

- 法律相談が必要な場合には適切に支援できるよう体制を整備。

法人評議員 吉見仁宏弁護士

### 3 妊娠SOS熊本＝妊産婦等生活援助事業の周知啓発

事業周知にかかるカード等を作成し、熊本市が配布する以外の関係機関や個人への配布またはSNS等を活用した効果的な広報を行う。

### 4 連携機関

本事業による支援は各関係機関との連携の中でしか実現しないことから、日頃から連携を図ることに努める。主な関係機関は以下の通り。

#### (1)【行政】

・熊本市妊娠内密相談センター、・こども家庭福祉課、・各区保健子ども課、・児童相談所

#### (2)【医療機関】

・福田病院、・慈恵病院、  
・熊本県養護協議会

#### (3)【民間関係機関】

・母子生活支援施設 はばたきホーム、キラキラ星レジデンス)  
・就労支援施設 熊本授産場、ワークショップ熊本

### 5 職員体制及び研修

#### (1)【職員体制】

支援コーディネーター	1名
保健師、助産師、看護師のうち何れか	1名
母子支援員	1名

※上記3名の配置だけで24時間、365日の相談体制を整えることは困難なことから、夜勤専任、休日専任職員の配置も行うほか、児童家庭支援センターアグリとの連携を図る。

#### (2)【研修】

単独研修のほか、性教育研修や妊娠SOSに関わる研修会などへの積極的な参加を実施する。他県視察研修では、福岡市こももティエ、福岡県にんしん110番リンク（清心乳児園）大阪市ボ・ドームダイヤモンドルーム（大念仏乳児院）

### 6 留意事項

☞妊産婦またはその女性が監護すべき児童について、必要があると認めるときは、本事業の利用勸奨を行う。

☞出産後1年を超えても支援が必要な場合には、継続して支援行う。

☞生活する場を提供するに当たっては、対象者が未成年の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者へ連絡することにより、対象者の生命及び身体などに危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携協議する。

☞乳児院の定員外に枠を設けて実施する。親子支援室 1室、賃貸AP 1室

☞対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う。

## 2-3 熊本乳児院 サービス区分【病児・病後児保育事業ベビーベアホーム】

### 1 運営基本方針

保護者の子育てと就労との両立を支援するとともに、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。子どもが病気のとくに保護者に代わって子どもを保育するだけでなく、病気にかかっている子どもにとって最も重要な発達のニーズを満たしてあげるために、専門職（保育士・看護師・栄養士等）の連携によって保育と看護を行い、子どもの健康と幸福を守るように努める。

### 2 事業内容

事前登録時や利用前に利用の仕方について丁寧な説明を行う。また、予約時において子どもの様子を丁寧に聞き取りし、利用時において体温・排泄・食事・睡眠・活動等の様子を観察し、体調変化に留意して無理のない保育を心掛ける。安心して利用してもらえるために、利用時の様子を1日の連絡日誌として保護者へ伝え、必要に応じての相談に応じる。

### 3 地域連携

嘱託医師との連携を密に行い、事前の診察対応や状態急変時等に指示を仰ぎ、安心・安全な協力体制を図る。また、他の病児保育施設で登録してある場合もあるため、病児保育施設間で利用者の情報交換や提供を行う。

### 4 職員の質の向上

- ・全国病児保育研究大会への参加。
- ・熊本市病児・病後児事業連絡会への参加。
- ・病児保育の勉強会やマニュアルを通じて常日頃から子どもがかかる疾患の知識を深め、対応できるように努める。

### 5 健康・衛生

病気の子どもの対象としているので、予約時に丁寧な聞き取りを行い部屋割りをする。また、感染症予防対策のため、利用時には流行している感染症の把握を徹底し、二次感染を起こさないように常に配慮する。



## 2-4 熊本乳児院 サービス区分【熊本市児童家庭支援センターアグリ】

### 1. 児童家庭支援センターの運営方針

令和5年4月1日よりこども家庭庁が稼働し、「こどもまんなか社会」が謳われて2年目を迎える。当センターは子どもの「最善の利益」を第一に行動し、専門的知識を活かし家族に寄り添い、保護者の養育スキルの向上や、子ども自身を含んだ家族の課題解決に向けた支援を行っていく。また、児童相談所・要保護児童対策地域協議会をはじめとする行政・教育・医療等様々な機関と連携・協働に努める。

### 2. 業務内容

業務委託・基本仕様書に基づき以下の業務を行う。

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 福祉事務所等の求めに応ずる事業
- (3) 熊本市児童相談所からの受託による指導
- (4) 里親への支援（施設の里親支援専門相談員、里親支援センターとの協力）
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整
- (6) スーパーバイザーの配置
- (7) 保護者向け虐待防止プログラム
- (8) 児童相談所の開所時間外における通告・相談対応

各業務は、以下の事に留意して実施する。

- ※ 子どもや家庭に関する課題について、専門的で具体的な対応方法の助言や相談ニーズにあったサービスの紹介を行う。
- ※ 相談者への迅速的対応として訪問と来所、24時間365日電話相談体制を実施する。
- ※ 相談者の負担軽減としてワンストップ対応を心掛ける。

### 3. 職員の相談・支援等に関する技術向上への取組

- (1) 九州・県内の児童家庭支援センター職員定期連絡会の参加によって質の向上を図る。
- (2) S V担当職員や学識経験者によるS V体制を構築し、月1回のケース検討や、勉強会を実施する。
- (3) 職員の自己研鑽を奨励し、積極的な外部研修会等への参加を奨励する。
- (4) 各種専門的理論や技法を用いた分析や支援方法を実施・提供する。

### 4. 児童家庭支援センターの周知啓発

- (1) オレンジリボンキャンペーン等で市民への周知啓発する。
- (2) 民生委員・主任児童委員や医療機関等などの周知啓発に力を入れる。

#### 5. 児童家庭支援センターの所在を明確にする工夫

- (1) 当法人ホームページや、熊本県・熊本市ホームページ内で所在地の掲示を継続的に行う。
- (2) 各関係機関へリーフレットの設置を依頼し、子育てに関する自ら相談窓口として広く周知していく。

### 3 双葉保育園

#### 1 保育園運営基本方針

子どもの安全・安心が何より優先される保育園においては、保育の基本である子ども主体、権利擁護を再確認していくことが重要である。

今年度は保育内容の再点検を行い、安全で質の高い保育に努め、この取組を保護者や地域に向けて発信していきたい。

また、園においては、「こども未来戦略」に基づき、児童福祉政策の推進が行われており、制度動向を注視しながら、園の運営に反映していきたい。

さらには、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策については、三保育園が協力しながら、引き続き子どもたちと職員の健康を守る為に関連情報を共有し感染拡大の防止に努めていく。

#### 2 保育の目標

「生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育てる」「温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てる」ことを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努力する。

- (1) 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3) 人と人との絆を大切にしながら、そこから人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に育つ心と心を育てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- (4) 自然及び社会の事象についての興味や関心を育てながら、豊かな感性や思考力の芽生えを培うと共に、生命(いのち)の大切さを知る。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- (6) 様々な体験を通して豊かな心や表現力を育て、創造性の芽生えを培う。
- (7) 主体性を持ちながら遊び、その経験の中から自己肯定感を培っていく。

#### 3 保育の方法

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えることを考慮し、保育士の愛情と知性と技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、つぎの諸事項に留意しつつ実践するものとする。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるようにする。

- (2) 子どもの発達について理解を深め、個々の子どもの発達の特性や課題に配慮して保育する。
- (3) 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。
- (5) 個々の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の集団活動を効果あるものにするように援助する。
- (6) 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮するためにも保育内容の向上と保護者との連携を図る。そのためにも、感染予防に配慮しながら保護者の行事への参加を呼びかける。
- (7) 「子育ては地域から」の合言葉のもと、小・中学生との交流や近隣の専門学校生との交流も図り、園児の発達に資する触れ合いの体験を取り入れる。
- (8) 子育てについて相談を受けたり、個別面談を実施し保育に活用する。

#### 4 保育の環境

人（ソフト面）、物・場（ハード面）などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことが出来るよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保などに努める。
- (3) 保育室を含むその他の保育環境は、温かな親しみとくつろぎの場となる様に創意工夫ながら、生き生きと活動できる場となるように配慮し、トータル的な保育環境として整える。
- (4) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。
- (5) 以上の留意事項に配慮し、日々の保育及び別紙「令和6年度行事予定表」にそって行事を実施する。

#### 5 給食

子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持・増進に必要な食事を提供するとともに、給食を通じて望ましい生活習慣としつけ、栄養や衛生上の知識を与えるという給食の目的にそうように、全職員の協力のもとに次の諸事項に配慮した給食を実施する。

- (1) 対象年齢に応じた栄養量を確保し、おいしくて変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立表を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の

習慣、正しい食べ方、はしの持ち方・歯磨き等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、日本の食文化について学ぶ。

- (3) 検食の結果を活用することにより給食内容の改善を図る。また、会議等でクラスの食事の様子を伝える。
- (4) 家庭や地域との連携を図るため、毎日の献立を給食ショーケースに入れて玄関に展示し、家庭の食生活の改善を啓発するとともに、給食を理解してもらうように努める。
- (5) 飛沫がとばないように食事中はおしゃべりをしないように伝える。またテーブルの数を増やし座る場所を工夫し、なるべく間隔を開けるようにする。
- (6) クッキング体験、野菜栽培、芋苗植え、芋堀り、味噌作り等の体験を通して、食や食べ物への関心、感謝の心を育てる。
- (7) アレルギーを持つ園児に対しては、保護者と連絡を密にして除去食及び特別食等の対応を行う。

## 6 保健衛生

保育環境、設備構造、健康診断、職員の保健衛生に対する取り組み、感染症対策などどの保健衛生に適切に対応するため、保育園と家庭と嘱託医とが連携して次の諸事項に配慮して推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行うほか、嘱託医による歯科検診、定期健康診断及び必要が生じたときには臨時健康診断を行う。
- (2) 年1回職員の健康診断を行うほか、施設長は、職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (3) 保育園内でどんな事故、疾病が発生しやすいかヒヤリハット等を利用し、日頃から検討をし、施設の安全、健康管理面から予想される事故、疾病に対して十分な安全対策を講じておく。
- (4) 子どもの心身の発育上、障害とならない衛生的で快適な環境づくりを目指して保育室、調理室、便所、飲料水の衛生管理を徹底する。
- (5) 事故防止、疾病の予防に迅速に対応できるように安全点検の実施、救急法の受講等による安全対策をすすめる。また、園内で流行している病気を感染症お知らせボードで知らせたり、毎月看護師による『保健だより』保育士による「園だより」『クラスだより』を発行し、保護者との連携をはかる。
- (6) PM2.5や紫外線等大気汚染に対する情報の収集及び対応に努める。
- (7) 感染予防の為、玄関で手指消毒をし体温を測定する。手洗いの後はハンドペーパーを使って拭くようにする。また、遊具や室内の消毒を毎日行う。子ども達のマスクの着用は求めないが、職員は、引き続きマスクの着用を行う。また、保護者にも入室時には、体温の測定やマスクの着用をお願いする。

## 7 安全対策

子どもの生命の安全を守ることは、当然の責務であると認識する一方、子ども自身

が、その成長の過程で危険と安全についての判断力を養い常に危険から自分の身を守っていける能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるよう採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境確保に努め、行動や生活が安全になされる施設設備の点検を行う。
- (2) 園児の実態や安全面から、屋内の遊具はもちろんのこと、総合遊具やその他の遊具の損耗や破損の有無の点検を安全点検表を作成して行う。
- (3) 専門機関による交通安全教育のほか、園外保育の機会をとらえて実践的な交通安全教育を行う。
- (4) 年度当初に火災発生時の職務分担及び任務を一覧表に掲げるとともに、これを職員周知に徹底する。また、幼年消防クラブを結成し、園児に火の用心の重要性を伝える。
- (5) 年度当初に災害訓練一覧表を作成し、これを励行する。
- (6) 不審者対策として、子どもの安全を図るため非常通報など対応策は全職員に周知徹底し、訓練を行う。
- (7) AED 装置を導入し定期的な講習を実施し、万一の心停止時に対応する。

## 8 家庭、地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) 子どものための権利（生命）を守るため、児童虐待の早期発見・不審者の発見等、事故防止のため児童相談所、保健福祉センター、警察、地域関係機関との連携を図る。
- (2) 地域に根ざした社会福祉施設としての役割を果たすため、地域の子育て支援メンバーに参加する。
- (3) 夏祭り、運動会、生活発表会など各種行事に地域の方々を招待したり、地域の行事に積極的に参加をし、地域に開かれた保育園をめざす。
- (4) スムーズな小学校生活を過ごすことができるように、該当小学校と連携を図り、年長児は、小学校の訪問見学を体験する。
- (5) 中学校の職場体験、高校生との交流、また特別支援学校の生徒の実習受け入れなどを通して、人と人との繋がりや生命の大切さを学ぶ機会を提供する。

## 9 職員研修

職員の資質向上を図るため、各種研修会(県内外の研修等)への積極的な参加、園内研修や職員会議を実施し、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重する。言葉使いや対応については特に注意を促す。

- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の方法や内容を適切に説明し伝達するよう努める。
- (3) 子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、職員全員でその解決を図るよう努める。
- (4) 園内研修の中で、各種マニュアルの勉強会や個別検討会を計画的に行う。
- (5) 園外の研修会やオンライン研修に参加する。

#### 10 職員の労働法改正への対応

- (1) 働き方改革で5日以上の有給取得や時間外業務の減少に取り組むため業務の効率化とライフワークバランスを実践できるような職場づくりに努める。
- (2) 同一労働・同一賃金の対応の為、正規職員と常勤職員には業務内容の調整によって、今まで以上のチームワークを取り明るい職場づくりに努める。

## 4 のぞみ保育園

### 1 運営基本方針

子どもの安全・安心が何より優先される保育園においては、保育の基本である子ども主体、権利擁護を再確認していくことが重要である。

今年度は保育内容の再点検を行い、安全で質の高い保育に努め、この取組を保護者や地域に向けて発信していきたい。

また、国においては、「こども未来戦略」に基づき、児童福祉政策の推進が行われており、制度動向を注視しながら、園の運営に反映していきたい。

さらには、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策については、三保育園が協力しながら、引き続き子どもたちと職員の健康を守る為に関連情報を共有し感染拡大の防止に努めていく。

### 2 保育の目標

生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育て、温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てることを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努力する。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境のもとに、安らげる雰囲気の中で、子どものさまざまな欲求を適切に満たし、生命の保持および情緒の安定を図り、育ちの保障をする。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康な発達の基盤を培う。
- (3) 人との関わりの中で人に対する愛情や思いやりと信頼感を育み、人権を大切にする心を育てるとともに、社会性や協調性を養い、道徳心の芽生えを培う。
- (4) 主体性を持ちながら遊び、その経験の中から自己肯定感を培っていく。
- (5) 生命、自然や社会の事象などについての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基盤を培う。
- (6) 生活や遊びの中で、言葉への興味や関心を持つように育て、喜んで話しをしたり聞いたりする態度を養い、豊かな言葉を養うため絵本の読み聞かせ等を豊富に行ったりし、言語教育の体験をする。
- (7) 様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

### 3 保育の方法

保育において、保育士の言動や行動が子どもに大きな影響を与えることに鑑み、保育士の愛情と知性と専門性ある保育技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、次の諸事項に留意しつつ実践するものとする。



- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるようにする。
- (2) 子どもの発達について理解を深め、個々の子どもの発達の特性や課題に配慮して保育をし、個々の気持ちを大切にされた保育活動を実施する。
- (3) 子どもの生活リズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。(自然とのふれあい遊び、体育・かきかた教室)
- (5) それぞれの保護者の状況やその意向を理解受容し、その親子関係や家庭生活等に配慮する。その為に保育内容の充実向上と保護者との連携を図る。そして、保育参観やその他の保護者参加の行事への参加を積極的に呼びかける。
- (6) 「子育ては地域から」の合言葉のもと、種々の行事を通して小・中・高校生との交流や地域の方々との交流も図り、園児の発達に資する触れ合いの体験を取り入れる。
- (7) 地域の親子に園庭や園舎を開放し、伸び伸び遊べる機会を提供したり、子育て支援の機会となるように子育てサークル等との交流も盛んに行う。
- (8) 子育てについて相談を受けたり、個別面談会を実施し保育に活用したり、又保護者向けの子育て講座を計画し、子育て支援を積極的に進める。

#### 4 保育の環境

人（ソフト面）、物・場（ハード面）などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活や活動が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に行動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保に努める。
- (3) 保育環境は、温かな親しみとくつろぎの場となるように創意工夫しながら、生き生きと活動できる場となるように配慮し、トータル的な保育環境として整える
- (4) 保育室については、温かな家庭的雰囲気を感じられるようにクラス毎に創意工夫し、設備や用具も充実させる。
- (5) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

以上の留意事項に配慮し、日々の保育及び別紙「令和6年度行事予定表」にそって行事を実施する。

## 5 給食

給食を通して子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持に必要な食事を提供するとともに、これを通じて望ましい食習慣としつけを行い、栄養や衛生上の知識を与えるため、次の諸事項に配慮した給食を実施する。また、食育にも力を入れる。

- (1) 食の安全には万全を期すとともに対象年齢や個人に応じた栄養量を確保し、美味しく変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方、箸の持ち方、歯みがき等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、日本の食文化について学ぶ。
- (3) 食育の観点から、調理作業場面の見学、野菜の栽培を通して等のクッキング保育、配膳や後片付け、清潔保持の習慣、望ましい食事習慣、健全な食生活習慣について関心や興味がわくように工夫しながら指導する。
- (4) 保護者には、日々の献立表の提供、給食サンプルの展示や掲示、試食の機会を提供し食に関する相談に応じながら家庭との連携に努める。
- (5) 食・食物に関心を持ち、田植えや稲刈り・芋掘り・野菜栽培などの自然体験を通して命の育みを学び、作る人への感謝の気持ちを育てる。
- (6) 地域の特性を生かし、散歩等を通して商店街（食品・商品）に興味や関心を持ち、食べることに意欲を持たせる保育に繋げる。
- (7) アレルギーを持つ園児については、保護者との連携を密にして、除去食及び特別食等の対応を行う。

## 6 保健衛生

保育所における保健・衛生の管理は、特に抵抗力の弱い乳幼児が対象であるため細心の注意が必要である。従って、保育所の環境・設備構造・健康診断職員の保健衛生に対する衛生教育・その他あらゆる面から総合的に対策を講じる必要があるため、保育所・家庭・嘱託医の三者の緊密な連携のもとに次の事項に配慮しながら推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行う。また嘱託医による定期健康診断を歯科1回、内科2回実施し、保護者にその結果報告をする。
- (2) 途中入園者については、適切な時期に嘱託医師による検診を依頼し、その状態を把握する。
- (3) 年1回職員の定期健康診断を県総合保健センターにおいて実施するほか、施設長は職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (4) 保育園で起こることが予想される事故・疾病等について日頃から検討を加え「保健だより」を発行し、施設の安全管理及び健康管理面から十分な対策を講じておく。また「保健計画」を作成し予防に努める。

- (5) 子どもの心身の発育上障害とならないよう、衛生的で快適な環境づくりをめざして、保育室、調理室、トイレ、飲料水の衛生管理の徹底を期するほか、有害昆虫等の発生防止と駆除に努める。
- (6) PM2.5 や紫外線等大気汚染に対する情報の収集及び対応に努める。
- (7) フッ素洗口塗布についても歯科医や保健師との連携で推進する。

## 7 安全対策

入園している子どもの生命の安全を守ることは当然の責務であるが、子どもが自己の成長と発達の過程で危険と安全についての判断力を養い、常に危険から自分の身を守っていく能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるような採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境整備に努め、行動や生活が安全になされる施設整備の点検を行う。
- (2) 屋内の遊具は勿論、園庭の総合遊具、砂場など損耗の有無の点検を定期的に行う。
- (3) 東警察署より園児への交通安全実施指導を行うほか、園外保育の機会をとらえて交通安全教育を行う。
- (4) 不審者対策として、子どもの安全を図るため警察への非常通報や電気錠などについてのセキュリティ対応は全職員に周知徹底を行う。
- (5) 年度当初に災害発生時の職務分担表・連絡網を作成し、職員に配布し対
- (6) 処する。なお、毎月必ず火災・地震等の災害に備えての避難訓練を実施
- (7) し、命を守ることに直結する実際的な訓練を行う。
- (8) 救急法等の緊急時に備える研修を、積極的に取り入れ、職員の知識や技術の向上に努める。
- (9) AED 装置を導入し定期的な講習を実施し、万一の心停止時に対応する。

## 8 家庭・地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) よりよい子どもの養育の為、家庭との連携を密にし、子育ての不安や悩みに対して、十分な対応を図るため、相談・援助体制を強化する。また、地域の子育て中の保護者に対して子育て講座の開催・子育て相談を実施する。
- (2) 情報は、連絡ボードを設置し、日々の各クラスの状況、感染情報を発信する。
- (3) 従来からの広報誌「園だより」「クラス便り」「献立表・給食便り」「保健だより」等も分かり易い内容での発信をする。
- (4) 地域との連携では、従来通り地域の自治会、老人会、民生委員会、地元商店街、各関係機関、小・中学校、校区の子育てネットワーク活動を通じ更なる連携を図る。

- (5) 園行事に参加される保護者や地域住民の安全確保に留意するとともに、保険加入等のリスクマネジメントにも努める。

## 9 職員研修

園全体また職員一人一人の資質向上を図るため、キャリアアップを含め、各種研修会への積極的な参加を行う。園内研修や職員会議を実施し、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重する。言葉づかいや対応については特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の方法や内容を適切に説明し伝達するよう努める。
- (3) 子ども等の個人情報を適切に扱うとともに、保護者の苦情などに対し、職員全員でその解決を図るよう努める。

## 10 職員の労働法改正への対応

- (1) 国の「働き方改革」により、年5日以上の有給休暇取得や時間外業務の減少に取り組むため業務の効率化とライフワークバランスを実践できるような職場づくりに努める。  
また、正規職員・常勤職員・非常勤職員それぞれの役割を果たし、今まで以上のチームワークを図り、明るい職場づくりに努める。

## 5 報徳保育園

### 1 運営基本方針

子どもの安全・安心が何より優先される保育園においては、保育の基本である子ども主体、権利擁護を再確認していくことが重要である。

今年度は保育内容の再点検を行い、安全で質の高い保育に努め、この取組を保護者や地域に向けて発信していきたい。

また、国においては、「こども未来戦略」に基づき、児童福祉政策の推進が行われており、制度動向を注視しながら、園の運営に反映していきたい。

さらには、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策については、三保育園が協力しながら、引き続き子どもたちと職員の健康を守る為に関連情報を共有し感染拡大の防止に努めていく。

### 2 保育の目標

生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育て、温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てることを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努める。

- (1) 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3) 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。(特に高齢者との関わりを重視する)
- (4) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- (6) 科学の実験を通して、自然の不思議さを体験しながら、豊かな感性や表現力を育て、創造性の芽生えを培う。(月一回科学の実験教室実施中)
- (7) 地域など外部で実施される絵画等の出展に参加し、園児たちの自信につなげる

### 3 保育の方法

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えることに鑑み、保育士の愛情と知性と技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、次の諸事項に留意しつつ実践する。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを暖かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼感を

持って行動できるようにする。

- (2) 子どもの発達について理解を深め、一人ひとり子どもの発達の特性や課題に配慮して保育する。
- (3) 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的な活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。
- (5) 個々の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の集団活動を効果あるものにするように援助する。
- (6) 日本の四季や日本古来の伝承遊びを保育に取り入れ、日本の文化を学ぶ。
- (7) 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮するため、保護者との情報交換と連携を図る。
- (8) 子育ての悩みや不安について、電話相談・面接相談を受ける。
- (9) ディ・サービス訪問及び老人ホーム等を含んだ地域との交流を実施し、命のつながり・絆について学ぶ。
- (10) 熊本歯科技術専門学校を訪問し、歯科衛生士科の学生から一対一のブラッシング指指を受けながら、歯の大切さを学ぶ
- (11) 今年も人権啓発事業となる「ねえねえ先生」、に園児の作品も応募し、人権の大切さを保護者とともに学ぶ。

#### 4 保育の環境

人(ソフト面)、物・場(ハード面)などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保などに努める。
- (3) 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- (4) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わることのできる環境を整える。
- (5) 外部で実施される絵画等の出展等の機会を逃さず、応募し、園児たちの自信につなげるように配慮する。

以上の留意事項に配慮しながら、日々の保育及び別紙「令和6年度行事予定表」に沿って行事を実施する。

## 5 給 食

子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持・増進に必要な食事を供給するとともに、給食を通じて望ましい生活習慣と栄養や衛生上の知識を与えるという給食の目的に沿うように、全職員の協力連携のもとに次の諸事項に配慮した給食を実施する。

- (1) 対象年齢に応じた栄養量を確保し、おいしくて変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立表を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方・はしの持ち方・歯磨き等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、郷土の食文化について学ぶ。
- (3) 園児のアンケートを参考に行事食等の工夫を行い食事のたのしさを学ぶ。
- (4) 検食の結果を活用することにより給食内容の改善を図る。
- (5) 家庭や地域との連携を図るため、毎日の献立を給食ショーケースに入れて玄関に置き、家庭の食生活の改善を啓発するとともに、給食を理解してもらうように努める。
- (6) 1歳児からのクッキング教室、たけのこほり、芋ほり等の体験を通して食べものへの関心、食事の楽しさ、作る人への感謝の心を育てる。
- (7) 食事中の姿勢、食事道具・食器の正しい使い方を学びみんなで食べる楽しさを体験するため、好評であった年長・年中のテーブルマナーを今年度も実施する。
- (8) 保育参観等を利用しながら、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への対応について説明、助言を行い、保護者の食育への関心を高める。
- (9) アレルギーを持つ園児に対しては、保護者と連絡を密にし、除去食及びおやつをふくめた特別食等の対応と工夫を行う。

## 6 保健衛生

子どもの心身の健全な育成が保障されるよう、保育環境、設備構造、健康診断、職員の保健衛生に対する取り組み、感染症対策などの保健衛生に対処するため、保育園と家庭と嘱託医とが連携して次の諸事項に配慮して推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行うほか、嘱託医による定期健康診断及び必要が生じたときには臨時健康診断を行う。
- (2) 年1回職員の健康診断を行うほか、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して施設長は、成人予防等職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (3) 保育園内でどんな事故、疾病が発生しやすいか日頃から検討を加え、施設の安全及び健康管理面から予想される事故、疾病に対して十分な安全対策を講じておく。
- (4) 子どもの心身の発育上、障害とならない衛生的で快適な環境づくりを目指して保育室調理室、便所、飲料水の衛生管理を徹底し、有害昆虫等の発生防止と駆除に努める。
- (5) 事故防止、疾病の予防に迅速に対応できるように安全点検の実施、救急法の受講等による安全対策をすすめる。また、「園たより」『クラスだより』を発行し、保護者との連携

をはかる。

## 7 安全対策

子どもの生命の安全を守ることは、当然の責務であると認識する一方、子ども自身が、その成長の過程で危険と安全についての判断力を養い常に危険から自分の身を守る能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため、次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるような採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境設備に努め、行動や生活が安全になされる施設設備の点検を行う。
- (2) 園児の実態や安全面から、屋内の遊具はもちろんのこと、園庭の遊具、砂場などの損耗や破損の有無の点検を励行する。点検には、安全点検表を作成して行う。なお、大型遊具に関しては、業者よりの点検を半年に一回実施する。
- (3) 専門機関による交通安全教育のほか、園外保育の機会をとらえて実際的な交通安全教育を行う。
- (4) 火災・自然災害発生時の職務分担及び任務を一覧表に掲げるとともに、これを職員に徹底する。また、幼年消防クラブを編成し、防災意識を高める。
- (5) 年間災害訓練一覧表を作成し、これを励行する。また、不審者対策としてさすまた操作、警察への通報訓練を実施する。
- (6) AED 取扱いについて、外部講師を招き定期的に講習会を実施し、万一の状況でも全職員が対応できるように努める。
- (7) 「自分の身は自分で守る」という危機回避の心がけを学ぶために、保安業者による「安心・安全教室」を開催する。

## 8 家庭、地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) 子どもの権利（生命）を守るため、児童虐待の早期発見・不審者の発見等、事故防止のため児童相談所、保健福祉センター、警察、地域関係機関との連携を図る。（特に要保護児童の在園もあるため、保健福祉センター等との連携を密にする。DVによる保護者の被害等の観察についても怠らないようにする。）
- (2) 自治会、民生委員、敬老人会等と交流を持って、地域の方々と連携した地域交流事業を実施する。
- (3) 運動会への招待、町内の夏祭りや文化祭、新年祭等への積極的な参加、敬老会会員の誕生会への招待、七夕飾りへの招待を通じて、地域に開かれた保育園をめざす。
- (4) 保育園を解放し、園児と地域の交流を図り、地域に根ざした保育園をめざす。
- (5) スムーズな小学校生活を過ごすことができるように、該当小学校と連携を図り、年長児は、小学校の授業を経験する。



- (6) 小学・中学・高校の職場体験等を受け入れ、人と人との繋がりや生命の大切さを学ぶ機会等を提供する。
- (7) 保育園の活動を地域の方たちに理解してもらうために、地域のコミュニティーセンター、銀行、電車の待合室に保育園の新聞を掲示しいただき、地域へ情報公開を実施しながら、子育て支援の啓発を行う。

## 9 職員研修

職員の資質向上を図るため、部外研修への積極的な参加や部内においても職員会議の機会や個別に研修の機会を設け、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。また、ICTシステム（ゆめ・ドリーム）を円滑に進めるための研修を随時行う。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重する。言動に対しては特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育内容を適切に説明することができるように、職員の意思の疎通を図る。
- (3) 子どもの個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対して職員全員でその解決を図るように努める。
- (4) キャリアパス構築のため研修受講計画をもとに、それぞれの質の向上をはかる。

## 10 職員の労働法改正への対応

- (1) 有給休暇の効率的な取得や時間外業務の減少に取り組むため、業務の効率化とライフワークバランスを実践できるような職場づくりに努める。
- (2) 同一労働・同一賃金の対応の為、職務内容の適確な実施・調整を行い、これまで以上のチームワークを図り明るい職場づくりに努める。

以上の留意点に考慮するため、毎週1回の職員会議、月2回のケース会議及び各月1回の職員研修会実施し、職員の意志統一制を図り、資質の向上を図る。

## 11 全面増改築の建築計画の策定

建築場所、建築費、財源等の調査・検討を行い計画書作成に向けての準備を進める。

## 6 熊本授産場

### 1 基本方針

令和6年度は、障がい者の工賃向上、地域での豊かなくらしの実現に向けて、地域社会との交流を促進し、生き生きと自分らしく暮らせる地域共生社会の実現の取り組みを社会全体に発信することで、福祉への理解を促し、福祉の仕事へのやりがいや魅力を伝えるとともに、職員が専門性を活かして活躍し、やりがいを持って働き続けられる職場環境を構築していく。

社会事業授産施設として障がい者が生産活動を通じてスキルを磨き、自立支援に繋げ、社会的な役割を果たすことで、自己肯定感を高め、社会的孤立感を軽減できるように取り組んでいく。

また、関係自治体や相談支援事業者等との連携の強化に努め、施設利用者のニーズの動向を確認しつつ、同法人内のワークショップ熊本とも引き続き様々な角度から連携を図る。

更に、本年度も、利用者本位の視点に立ち、利用者個々に適した自立及び就労の形態を提供できるように、支援体制の充実を図るとともに、様々な情報を、正確かつ迅速に提供できるように努める。また、工賃体系の見直しを始めとして、営業活動、受注内容、生産体制、作業環境等の再確認及び見直しを行い、工賃向上に努めてこれまでの、受注、生産のあり方を再構築する。

また、一層地域に根ざし、開かれた施設を目指し、様々な機会を通して地域との交流及び、地域への施設機能の還元をさまざまな状況の中できる方法を探しながら進める。

### 2 施設利用者への支援

施設利用者個々の特性、性格、作業能力、興味のあること及びその家庭環境等を、総合的かつ個別、的確に把握し、利用者本人及び家族の要望、意見、苦情等を、個別面接、希望者に対する家庭訪問、アンケート等を通して十分に聞きながら、一人一人に適した個別支援計画の作成及び実行を行う。

更に、定期的にそれらの内容及び本人の状態を、日々の観察、職員会議、利用者支援会議等において、変化する利用者ニーズに対応し、適切な支援を行い、本人が有する既存能力の向上及び潜在能力の開発に努める。生活自己点検票を利用しながら利用者各人が自主的に行えるように支援していく。将来に向け少しでも自立できるような支援を行いさまざまな情報を発信していく。

今年度はミニ夏祭り、季節の行事、施設利用者・家族も含めたミニ文化祭（趣味、興味があり取り組んでいるものの発表等）春季秋季レクリエーション、講演会等利用者の声を聞きながら利用者楽しめる行事を行えるように工夫し、ワークショップ熊本とも合同で行い利用者同士の交流、地域との交流の場ともなるよう努める。

### 3 作業材料の確保及び生産

障害者優先調達推進法を視野に入れ、この法律を更に有効に活用できるように関係機関と連携を図り、下記のことに取り組む。

縫製部門、製図トレス部門及び下請け部門ともに、既存作業の更なる検討をはじめ、施設利用者が主体的に取り組める、付加価値が高く、安定した量の確保ができる作業の確保とともに、正確かつ効率的な生産体制の確立に努めながら、様々な面でコスト意識を持ち、コストの削減を図る。洗濯業務もより多くの利用者が取り組めるように各部門の枠を超えて対応できる体制を進め、施設外での作業、掃除業務に取り組んで行き工賃にアップにつなげる。

そのうえで、縫製部門においては、現在の人員にあった効率的に動ける配置と、限られた人員で如何に生産性を上げていくかを検討し、既存の作業と現利用者で取り組める、新しい作業、製品の開拓を更に進める。小物作りをすることで利用者のやる気や技術力の向上に努め、ウェルパル以外の商品委託販売先の拡大にも努める。

製図部門においては、作業内容を見直し利用者の能力に応じた作業内容の変更、今ある技術力が活かせる新たな作業の開拓を行い、利用者が参加できる業務内容またはこれまでと違った新しい作業内容への転換も引き続き検討する。

下請け作業部門においては、既存の主力作業と別に、みんなで取り組める、もしくはグループ分けでの作業も考え、施設内の作業だけでなく施設外の作業も取組み利用者のやる気、自信につなげていきたい。また、少しでも付加価値の高い新規の作業開拓に下請け以外の作業への取組みにも検討し売上げ、工賃アップを考えていく。

以上のことを進めるにあたり、常に職員各自が問題意識を持ち、インターネットや企業への訪問等を活用して、消費者ニーズの動向や市場の動き、様々な情報やデータの収集、分析及び有効なPR等を行う。また、必要に応じて、他施設、一般企業、各分野の専門家等との協力、連携を引き続きはかり、安定した作業確保に努める。

生産においては、施設利用者各自の能力、特性を十分に生かせる部門への配置及び作業工程の効率化、有効な機器の導入、活用、作業環境の整備等を行いつつ、利用者の作業への積極的な取り組みの支援に努めるとともに、品質管理、コスト意識を持った効率的な生産を行う。また、ボランティアとの連携も進める。

以上のことを計画的かつ積極的に進め、施設利用者の更なる総合的な処遇向上に努める。

### 4 障がい者虐待防止

障がい者虐待防止の更なる推進ため、法人本部と連携し、虐待防止委員会等の設置、研修会等を行い、次の事に努める。

- (1) 障がい者の人権に関する教育を行う。
- (2) 職員の指導体制を整備することで、障がい者施設における虐待や不適切な行為を未然に防止する。

- (3) 不適切な行為を防止するためにチェックリストや記録の活用を行う。
- (4) アンケートを実施することで、虐待や不適切な行為の発生状況を把握する。
- (5) 虐待や不適切な行為が発生した場合は、速やかに通報する。
- (6) 年1回以上の研修をおこなう。

## 5 健康、衛生管理・安全管理

明るく健康で、活気ある施設環境を目標に、次の事に努める。

- (1) 施設利用者の健康管理については、定期健康診断及び家庭との連絡を密にし各自の施設における健康面の支援、アドバイスを適時行うとともに、不測の事態には、協力医等と連携を図り適切に対応する。
- (2) 安全管理については、各種機械、工具及び火気器具の正しい取り扱い方の指導、訓練を適切に行うとともに、ヒヤリ・ハットの記録をもとに様々なリスクに対して未然に防ぎ、適切に対応できる体制作りに努める。
- (3) 消防計画書に基づき、適時防災訓練を行うとともに、消火器等の取り扱い方の指導も行い、防火・防災に対する意識の徹底に努めるとともに、関係機関を招いての研修会を行う。
- (4) 消防局主催の防火セミナー、消防関係の研修会等への職員の派遣を積極的に行う。
- (5) 感染症や災害への対応については法人本部と連携し、強化に努める。

## 6 施設機能の充実及び職員の資質向上

変化する社会及び福祉制度のなかで、個別、多様化する福祉ニーズへの対応として、施設機能（様々な情報発信及び相談援助等）の充実を図り、活気があり魅力ある施設を目指す。施設の自己評価を行い更なる施設機能の充実に努める。

法人内外の福祉関連はもとより、時流を把握するための研修会に職員を参加させる。また、利用者の支援向上に関連する、様々なジャンルの施設内自主学習会を適時実施するとともに、引き続き、各種福祉関連資格の取得に努める。

苦情解決システムの充実、虐待、身体拘束防止や個人情報保護、感染症対策などの内部研修会及び専門の外部講師を招いての研修会を適時行う。

以上により、職員の更なる資質の向上に努める。

## 7 地域との交流及び地域への施設機能の還元

地域に根ざし、開かれた施設をモットーに次の事を行う。

- (1) 各種学校、民生児童委員、団体等の施設見学及び実習の積極的な受け入れ。
- (2) セルプセンター等が主催する各種バザール、イベント、商談会等への参加による、地域との交流、施設PR。

- (3) 県が取り組む工賃向上推進事業への積極的参加。
- (4) 当法人が行う地域交流事業への積極的な参加。
- (5) 施設周辺地域での道路清掃及び除草作業。
- (6) 施設校区での行事に積極的に参加。

## 7 ワークショップ熊本

### 1 基本方針

3年ごとの見直しがある障害福祉サービス等報酬改定が行われ、施設入所者の地域移行の確認、グループホームにおける一人暮らし等の希望実現の支援、障害者の重度化・高齢化など多様化するニーズへの対応等が求められています。また、平均工賃月額に応じた報酬体系と利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する二者択一が継続され、高工賃方式に取り組みます。

このように障害福祉サービスが変動するなか、常に利用者に寄り添い、就労と工賃向上を目指し、利用者のより良い障害福祉への向上を図ります。

このため目標工賃達成指導員を配置し、施設外就労も含めた作業の開拓、改善、支援体制の確立を目指し、総合的な処遇向上に努めます。

利用者本位の視点に立ち、利用者一人ひとりの自立支援及び就労の形態を提供できるように、ニーズに対応する職員の資質向上、支援体制の充実に取り組みます。さらに、営業活動、生産体制、作業環境等の改善を図ります。

また、地域に開かれた施設を目指し、様々な機会を通して地域との交流及び地域への施設機能の還元を進めます。さらに、虐待防止措置、身体拘束等の適正化の推進・研修、感染症・自然災害の業務継続計画（BCP）にも取り組みます。

一方、熊本市・県等の行政機関、団体や相談支援事業者、支援学校等とも更なる連携強化を図ります。特に学校については、研究発表会、見学会、職場体験等を通じて、教育現場と施設との交流を深め、利用者確保に取り組みます。同法人内の熊本授産場とも引き続き、様々な視点で連携を図ることにより、同法人の隣接する施設のメリットを最大限に発揮できるように努めます。

### 2 施設利用者への支援

施設利用者個々の特性、性格、作業能力及びその家庭環境等を総合的かつ個別に把握し、利用者本人及び家族の要望、苦情等を十分に聞きながら共有し、各自一人一人に適した個別支援計画を作成します。

定期的にそれらの内容及び本人の状態を日々の観察、連絡ノート、職員会議・利用者支援会議等、さらに相談支援員の情報をもとに、総合的に確認する支援体制を確立し、変化する利用者ニーズに対応し、本人の能力の向上及び潜在能力の開発に努めます。また、施設見学及びレクリエーション等の施設外活動や施設利用者、家族も含めたミニ文化祭等を熊本授産場と合同で行います。

### 3 作業材料の確保及び生産

優先調達推進法、関係機関と連携を図り、タオルの縫製、販売、箱の組み立て、オリジナルくまモンタオルの製作、販売等に取り組みます。さらに、清掃作業、クリーニング業務等付加価値の高い新規の作業開拓に引き続き努めます。

以上のことを進めるにあたり、常に職員各自が問題意識を持ち、インターネットを活用して、消費者ニーズや市場の動き、様々な情報収集等を行い、安定した作業確保に努めます。

生産においては、施設利用者各自の能力、特性を十分に生かせる部門への配置及び作業工程の効率化を行い、利用者の作業への支援に努めるとともに、高品質を持った生産に取り組みます。また、ボランティアとの連携も視野に入れ進めます。

以上のことを計画的かつ積極的に進め、施設利用者の更なる処遇向上に努めます。

### 4 障がい者虐待防止

障がい者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進のため法人本部と連携し、虐待防止委員会等の開催、研修会等を行います。また、職員チェックリストにより虐待、不適正な行為の防止に努めます。

### 5 健康、衛生管理・安全管理

明るく健康で、活気ある施設環境を目標に、次の事に努めます。

- (1) 利用者の健康管理は、定期健康診断及び施設での健康チェックや家庭との連絡を密にし、特に感染症の防止等の支援とともに、関係機関等と連携を図り適切に対応します。
- (2) 安全管理については、各種機械、工具等、火気器具の正しい取り扱い方の指導、訓練を適切に行うとともに、適切に対応できる体制作りに努めます。
- (3) 消防計画書・避難確保計画に基づき、適時防災訓練を行うとともに、防火防災、感染症に対する意識の徹底に努めるとともに、研修会等に参加します。
- (4) 感染症や災害への対応については法人本部と連携して取り組みます。

### 6 施設機能の充実及び職員の資質向上

多様化する福祉ニーズへの対応として、施設機能の充実を図り、活気と魅力ある施設を目指し、利用者の支援向上に関連する各種福祉関連資格の取得に努めます。さらに苦情解決システムの充実、虐待、身体拘束防止や個人情報保護、防災予防、感染症対策などの研修により、職員の資質の向上に取り組みます。

## 7 地域との交流及び地域への施設機能の還元

地域に根ざし、開かれた施設をモットーに次の事を行います。

- (1) 各種学校、民生児童委員、団体等の施設見学及び実習生の積極的な受け入れ
- (2) セルフセンター等が主催する各種イベント、商談会等への参加による地域との交流、施設PR
- (3) 県が取り組む工賃向上推進事業への積極的参加
- (4) 当法人が行う地域交流事業、施設周辺の清掃作業





令和6年度 事務局及び各施設の主要事業計画案(10月～3月)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局	役員会		就業規則審議会 ・年末調整	協会新年会 ・親和会総会 ・内部経理監査	役員会(補正予算等)	役員会(補正予算・当初予算等)
熊本乳児院	院内消毒 ・ケアワーカー新会研修会 ・全国乳児院協議会施設長研修大会	七五三 ・熊本乳児院部会 ・みかん祭り ・事務担当者部会秋季研修会 ・ケアワーカー部会秋季研修会	クリスマス会 ・年末慰問 ・家庭支援専門相談員 見相打合せ ・もちつき	交通安全教室(年中・年長) ・新卒見学	節分担当部会研修会 ・九州乳児院施設長大会 ・職員健康診断	ひな祭り ・家庭支援専門相談員 見相打合せ
双葉保育園	運動会 ・園児内科健康診断 ・芋掘り(年中・年長)	保育参観 ・防火センター見学(年長) ・社会見学(前巻感謝)	生活発表会 ・もちつき ・みそつくり(年長)	交通安全教室 ・フラッシュアップ教室(年中・年長) ・新卒見学	節分、豆まき ・卒園記念写真撮影 ・小学校見学	ひな祭り ・お別れ遠足 ・卒園式・茶話会 ・幼年消防クラブ終了式 ・お別れ会 ・新入園児保育説明会
のぞみ保育園	運動会 ・芋ほり遠足 ・ハロウィン ・福刈り体験(年長児)	七五三 ・消防参観 ・健康診断(内科) ・雑草の採取 ・もちつき	クリスマス会 ・発表会 ・クリスマスキャンパドル製作(年長児)	人形劇園会 ・個別面談会 ・かきぞめ教室(年中・年長児) ・なわとび大会	節分豆まき会 ・アイススケート教室(年長児) ・ロアソンキッズサッカー体験(年長児) ・小学校交流会(年長児)	ひなまつりのついで ・テーパーマンナー体験 ・お別れ遠足 ・新入園児説明会/オリエンテーション ・幼年消防クラブ解散式(年長児) ・卒園式 ・新年度保育説明会/保護者会総会
報徳保育園	園児内科健康診断 ・親戚だけの運動会(5日)1歳以上 ・人形劇園会 ・秋の収穫祭(さつま芋堀) ・クッキング教室 (ふじ・すみれ・ゆり)	県下保育所一斉SDGsの日(1日) ・芋掘り5日(ふじ・すみれ・ゆり) ・社会見学・勤労感謝 (18日から22日) ・クッキング(ふじ・すみれ・ゆり)	クリスマス発表会(10日)1歳以上児 ・誕生会	地域の新年祭(7日) ・アイ・サ・ビズ訪問(ふじ) ・記念撮影(卒園児) ・熊本県科技術専門学校訪問	節分、豆まき(3日) ・幼年消防クラブ終了式 ・池田小学校授業体験 ・写真撮影 ・安心・安全教室 ・AED講習会(全職員) ・さすまた操作(全職員)	ひな祭り(3) ・テーパーマンナー・お別れ遠足(6日) ・町内文化祭作品展示参加 ・お別れ会 ・卒園式第1ハーサル ・卒園式(22日) ・新年度保育説明会(22日) ・新クラス懇談会(22日) ・新入園児保育説明会
熊本授産場	秋幸レクリエーション ・職員健康診断 ・障がい者施設商品等展示・商談会 (熊本県庁)	九州社会就労(セルブ)研究大会 ・ほつとはあーとマーケット ・ミニ文化祭	仕事納め(大掃除・上臈会) ・県社会就労センター協議会施設長会	仕事始め ・鏡開き ・年度4半期福祉及び利用者支援打合せ・成育会 ・障がい者福祉施設商品販売会 ・共同事業委員会 ・熊本県社会就労センター協議会 ・正副会長・幹事並びにセルブ正副 委員会会議 ・消防点検	全国社会就労センター長研修会 ・障がい者福祉施設販売会 (ゆめタウンはまき) ・節分・豆まき ・共同事業委員会 ・熊本県社会就労センター協議会 ・正副会長・幹事並びにセルブ正副 委員会会議 ・消防点検	市施設連合会施設長職員研修会 ・市施設連合会施設長協議会 ・県社会就労センター ・共同事業委員会
ワークショップ熊本	年度4半期運営及び利用者支援 打合せ・反省会 ・施設利用者秋季レクリエーション ・九州地区知的障害者関係施設職員 研修会 ・九州地区知的障害者関係施設長 研究会 ・ハロウィンパレード	県知的障害者施設協会職員研修会 ・九州授産施設(セルブ)研究 大会 ・九州地区知的障害者関係施設職員 研修会 ・県知的障害者施設協会支援フォーラム ・ミニ文化祭	仕事納め(大掃除) ・クリスマス会 ・県授産施設協議会施設長会議 ・県知的障害者施設長会議	仕事始め ・年度4半期運営及び利用者支援 打合せ・反省会 ・県知的障害者施設(プロック)長 会議 ・県知的障害者施設協会施設長会議 ・工賃向上支援研修会 ・はーとマーケット販売会	節分、豆まき ・全国社会就労センター協議会 ・障がい者福祉施設販売会 ・節分・豆まき ・共同事業委員会 ・熊本県社会就労センター協議会 ・正副会長・幹事並びにセルブ正副 委員会会議 ・消防点検	市施設連合会施設長職員研修会 ・県授産施設協議会施設長会議 ・県知的障害者施設協議会評議員会 ・県知的協アソシエーション施設長 協議会 ・県社会就労センター施設長会議